

八女伝統工芸館方針策定業務委託  
公募型プロポーザルの質問に対する回答

令和 7 年 4 月 2 2 日

八女市企画部商工・企業誘致課

| No. | 質問内容                                                                                                                                   | 回答                                                                                                                                                       |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 企画提案参加申込書に記載する担当者について、実施要領の「12 審査（4）審査方法」に「プレゼンテーションの出席者は最大 3 人までとし、本業務担当者は必ず出席すること。」との記載がありますが、申込書に記載した担当者がプレゼン当日に必ず出席する必要がありますでしょうか。 | プレゼンテーション当日に企画提案参加申込書に記載された担当者が出席する必要はありませんが、業務実施体制調書に記載された担当者のうち 1 名以上の出席をお願いします。プレゼンテーションの出席者は最大 3 名までとしておりますので、担当者の中から適切な方を選んで出席ください。                 |
| 2   | 「八女伝統工芸館と同等規模以上の施設を対象とした、同種、類似業務の実績を有していること」とは、建物の面積などの規模のことでしょうか。仕様書には展示などの運営面や施設整備についての記載がありますが全ての業務実績が必要でしょうか。                      | 八女伝統工芸館と同程度の面積又は入館者数 4 万 8 0 0 0 人以上の展示施設を対象とした業務で、仕様書の手法（課題の整理、展示や施設改修を含む運営への提案、会議体の運営）の実績があることを指します。<br><br>展示等の施設運営や施設整備に関する実績は必須ではありませんが、評価の対象となります。 |
| 3   | 共同体による申請も可能でしょうか。                                                                                                                      | 共同体による申請も可能です。ただし、業務実施体制調書において、それぞれの業務の分担を明確に示してください。                                                                                                    |
| 4   | 伝統工芸館の傍にある手すき和紙資料館等の施設も含めて検討する必要がありますか。                                                                                                | 八女伝統工芸館のみが対象であり、他の施設は含みません。ただし、方針を策定する中で、関連施設として検討いただくことは問題ないと考えております。                                                                                   |